

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】平成21年12月17日(2009.12.17)

【公開番号】特開2008-136534(P2008-136534A)

【公開日】平成20年6月19日(2008.6.19)

【年通号数】公開・登録公報2008-024

【出願番号】特願2006-323050(P2006-323050)

【国際特許分類】

A 6 1 H 7/00 (2006.01)

【F I】

A 6 1 H 7/00 3 2 2 D

A 6 1 H 7/00 3 2 2 F

A 6 1 H 7/00 3 2 3 Z

【手続補正書】

【提出日】平成21年10月28日(2009.10.28)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

被施療者のふくらはぎが挿入される左右一対の凹部を有し、各凹部の底面から左右に上向きに延びる側面に圧縮空気が給排気される側面エアバッグを配備し、該側面エアバッグの膨張、収縮によって、被施療者のふくらはぎをマッサージするふくらはぎ用マッサージユニットにおいて、

側面エアバッグは、凹部側面の底面側に配備された第1エアバッグと、凹部側面の開口側に配備された第2エアバッグから構成され、

第1エアバッグ又は第2エアバッグの少なくとも一方は、長手方向に複数の室に分割され、分割された複数の各室は、互いに空気が送給可能となるように、隣り合う室どうしが連通されており、

第1エアバッグは、被施療者のふくらはぎの側部から裏側をマッサージし、第2エアバッグは、被施療者のふくらはぎの側部から前側をマッサージすることを特徴とするふくらはぎ用マッサージユニット。

【請求項2】

凹部の底面には、複数の指圧用突起が形成されており、側面エアバッグを膨張させることにより、被施療者のふくらはぎを指圧用突起に押し付けて指圧マッサージを施すようにした請求項1に記載のふくらはぎ用マッサージユニット。

【請求項3】

請求項1又は請求項2に記載のふくらはぎ用マッサージユニットを座部の前端に配備してなる椅子型マッサージ機。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0 0 0 6

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0 0 0 6】

上記課題を解決するために本発明のふくらはぎ用マッサージユニットは、

被施療者のふくらはぎが挿入される左右一対の凹部を有し、各凹部の底面から左右に上向きに延びる側面に圧縮空気が給排気される側面エアバッグを配備し、該側面エアバッグの膨張、収縮によって、被施療者のふくらはぎをマッサージするふくらはぎ用マッサージユニットにおいて、

側面エアバッグは、凹部側面の底面側に配備された第1エアバッグと、凹部側面の開口側に配備された第2エアバッグから構成され、

第1エアバッグ又は第2エアバッグの少なくとも一方は、長手方向に複数の室に分割され、分割された複数の各室は、互いに空気が送給可能となるように、隣り合う室どうしが連通されており、

第1エアバッグは、被施療者のふくらはぎの側部から裏側をマッサージし、第2エアバッグは、被施療者のふくらはぎの側部から前側をマッサージするようにした。

【手続補正3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0007

【補正方法】削除

【補正の内容】